

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【事業年度】	第23期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社アールテック・ウエノ
【英訳名】	R-TECH UENO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真島 行彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第19期 平成20年3月	第20期 平成21年3月	第21期 平成22年3月	第22期 平成23年3月	第23期 平成24年3月
売上高 (千円)	6,332,816	5,993,699	4,162,528	4,204,812	4,053,120
経常利益 (千円)	2,713,945	1,431,952	732,768	1,006,919	1,073,341
当期純利益 (千円)	2,070,328	936,123	666,782	1,248,187	680,296
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	257,105	653,987	653,987	653,987	653,987
発行済株式総数 (株)	47,480	49,222	98,444	98,444	98,444
純資産額 (千円)	5,130,835	6,210,515	6,159,059	7,235,551	8,095,093
総資産額 (千円)	8,183,199	7,843,510	7,043,482	8,493,468	9,329,788
1株当たり純資産額 (円)	108,063.10	126,173.58	62,564.09	73,499.16	82,230.44
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	7,500 (-)	6,500 (-)	2,000 (-)	3,000 (-)	3,000 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	43,604.21	19,049.36	6,773.22	12,679.16	6,910.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	18,935.30	-	-	6,894.25
自己資本比率 (%)	62.7	79.2	87.4	85.2	86.6
自己資本利益率 (%)	56.2	16.5	10.8	18.6	8.9
株価収益率 (倍)	-	10.1	9.7	7.9	12.8
配当性向 (%)	17.2	34.1	29.5	23.7	43.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	115,366	295,227	1,369,225	1,819,196	814,743
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	467,159	481,238	261,934	2,756,972	746,707
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,332,360	434,293	822,722	200,202	299,064
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,160,574	2,387,277	3,196,116	2,041,343	1,809,668
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	82 〔15〕	86 〔14〕	67 〔10〕	70 〔5〕	73 〔5〕

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 当社は、平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

5 第20期までの1株当たり純資産、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成21年10月1日を効力発生日とした株式分割を考慮しておりません。

6 第19期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありませんが当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

- 7 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 8 第19期までの株価収益率は、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
- 9 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## 2【沿革】

当社は、平成元年9月大阪府大阪市において医薬品の製造販売、研究開発を主たる事業目的として設立されました。

年月	概要
平成元年9月	大阪府大阪市に医薬品の製造販売、研究開発を主たる事業目的として、資本金10百万円にて設立
平成13年4月	本社を兵庫県三田市へ移転
平成13年4月	上野製薬株式会社よりレスキュラ®点眼液の製造販売業務を承継
平成13年7月	株式会社上野新薬開発の株式を取得し、子会社化
平成14年9月	大阪府大阪市に子会社、株式会社スキャンポファーマを設立
平成15年6月	レスキュラ®点眼液のプロモーション活動のため医薬品事業部（現 学術企画部）を設置
平成15年9月	株式会社スキャンポファーマ株式の過半数をS&R Technology Holdings, LLCへ売却し、非子会社化
平成16年9月	本社を東京都千代田区へ移転
平成16年10月	レスキュラ®点眼液の販売委託契約を参天製薬株式会社と締結
平成16年10月	武田薬品工業株式会社及びSucampo Pharmaceuticals, Inc.（以下SPI社）との間で、AMITIZA®カプセルに係る米国・カナダにおける製造供給契約を締結
平成17年4月	トランスレーショナルリサーチ推進室（現 研究開発本部）を設置し、新薬の自社開発活動を開始
平成17年9月	三田工場が米国食品医薬品局（FDA）より、AMITIZA®製造工場の認可を取得
平成18年2月	AMITIZA®カプセル商業製造開始
平成19年4月	株式会社上野新薬開発を吸収合併
平成20年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））市場に上場
平成20年10月	三田工場が英国医薬品庁（MHRA）より、AMITIZA®製造工場の認可を取得
平成21年4月	Sucampo Pharma Americas, Inc.（以下SPA社）との間で、ウノプロストン（レスキュラ®点眼液）の米国およびカナダにおける緑内障及び高眼圧症の販売承認及び販売権の譲渡、関連特許のライセンス、並びに同製品の独占的な製造供給契約を締結
平成22年5月	レスキュラ®点眼液の製造に係る米国医薬品局（FDA）の許可を取得
平成23年3月	Sucampo Manufacturing and Research AG（現 Sucampo, AG 以下SAG社）との間で、ウノプロストン（レスキュラ®点眼液）の全世界（日本、中国、台湾、韓国及び北米地域を除く）における開発、製造及び商業化権のライセンス契約を締結
平成23年4月	兵庫県神戸市に神戸研究所を新設

（注）AMITIZA®は、SPA社が所有する米国における登録商標です。

### 3【事業の内容】

当社は、医師の目線で医薬品販売・開発を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社を目指しており、新規医薬品の研究開発事業、医薬品の製造・販売事業、医薬品開発支援及び受託製造サービス事業を主たる事業としております。

#### （1）新規医薬品の研究開発事業

当社は、医師の目線で医薬品の開発を行う分野特化型（眼科・皮膚科）の医薬品会社を目指しており、医師でもある代表取締役社長の真島行彦を中心に、アンメット・メディカル・ニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）領域、オーファンドラッグ（希少疾病医薬品）領域、アンチエイジング（生活改善薬）領域の開発に注力しております。

#### （2）医薬品の製造・販売事業

当社の主力商品であるレスキュラ®点眼液は、緑内障・高眼圧症治療薬として平成6年に厚生省（現厚生労働省）より、製造販売承認を取得しました。レスキュラ®点眼液は、眼局所及び全身性の副作用が少なく、1日2回投与で安定した眼圧下降作用をもたらし、また視神経保護作用と眼血流増加の作用メカニズムにより、緑内障（正常眼圧緑内障を含む）及び高眼圧症患者の視野を長期的に維持する優れた治療効果を有しています。

日本においては、平成16年10月より、眼科領域での豊富な実績と経験を有する参天製薬株式会社を通じて医療機関へお届けしております。米国及びカナダ地域については、平成21年4月にSPA社とのライセンス及び製造供給契約を締結しました。韓国においては東亜製薬株式会社、台湾においては台湾アステラスで販売をおこなっております（平成22年4月1日以降）。また、その他の地域については、平成23年3月にSAG社へ開発、製造及び商業化権のライセンス譲渡を行っております。

#### （3）医薬品開発支援及び受託製造サービス事業

AMITIZA®カプセルは、SPA社が開発し、平成18年1月に慢性特発性便秘症、平成20年4月に便秘型過敏性腸症候群について米国食品医薬品局（FDA）から販売承認を取得しております。当社は、SPA社よりAMITIZA®カプセルの独占的製造権を取得し、当該権利に基づき、米国及びカナダでの同製品の販売権を有する武田薬品工業株式会社へ製品供給をおこなっております。なお、AMITIZA®カプセルは、イオンチャンネルオープナーとして作用し、処方上の使用制限も少ないという優れた特性と効能を有しております。

### 4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千USD)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他関係会社) S&R Technology Holdings, LLC	米国メリーランド州	11,618	資産管理	被所有 33.25	なし

(注) S&R Technology Holdings, LLCは創業者の上野隆司氏、久能祐子氏の財産管理会社であります。

### 5【従業員の状況】

#### （1）提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
73〔5〕名	42.0歳	5年10ヶ月	6,370,460円

- (注) 1 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

#### （2）労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響を受けて大きく低下した企業の生産活動が徐々に回復し、世界的な株価の低迷及び急激な円高も緩やかに持ち直しつつありますが、欧州の財政不安や原油の高騰等、先行きの不透明感が拭えない状況で推移いたしました。

医薬品業界におきましては、後発品の普及促進、長期収載品の薬価引き下げ等の医療費抑制政策により引き続き厳しい状況にあり、新薬開発が一層重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は製品価値の最大化に向けた販路の再構築や眼科・皮膚科領域における新薬の創出を目指し、積極的に事業活動に取り組みました。

当事業年度の売上高は、4,053百万円（前期比3.6%減）となりました。

利益面におきましては、前期と比べ減収となったものの研究開発費が減少したこと等により営業利益1,063百万円（同6.5%増）、経常利益1,073百万円（同6.6%増）、当期純利益680百万円（同45.5%減）となりました。

なお、当期純利益につきましては、前事業年度に田辺三菱製薬株式会社とのライセンス契約の解消に伴う受取和解金を特別利益として計上したことから前年同期比で大きく減少しております。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

#### （レスキュラ®点眼液）

当社の主力商品であるレスキュラ®点眼液は、製品価値を最大化するため、国内において販売先である参天製薬株式会社との共同プロモーションに注力し、次の施策を行っております。

緑内障の早期発見を目指して眼科医を対象に眼底読影勉強会を積極的に開催するとともに、製品説明会を通じ、レスキュラ®点眼液の販売促進活動を行う

学会セミナーの開催や講演会記録集等の作成により製品特性等の情報提供を活発に行い、レスキュラ®点眼液の認知度向上・販売促進活動に取り組む

また、2011年3月22日に日本、中国、韓国、台湾及び北米地域を除く全世界でSAG社と開発、製造及び商業化権のライセンス契約を締結しており、当事業年度においてライセンス収入247百万円を計上しております。

これらの施策にもかかわらず、主に国内での処方数の減少等により、当事業年度の売上高は1,943百万円（同11.0%減）となりました。

#### （AMITIZA®カプセル）

当社は米国のSPA社との北米地域における独占的製造供給契約に基づき、慢性特発性便秘症及び便秘型過敏性腸症候群治療薬の受託製造を行っております。

当事業年度の売上高は、円高に推移した為替の影響を受けたものの、便秘型過敏性腸症候群治療薬の出荷数の増加により、2,026百万円（同4.4%増）となりました。

なお、AMITIZA®カプセルについては、当社とSPI社及びSAG社が販売提携先の武田薬品工業株式会社に対し、契約の終了と損害賠償を求める仲裁申立てを行っております。国際商工会議所の国際仲裁裁判所より、この仲裁判断が下される期限は平成24年6月29日になるとの通知を受けております。

#### （医薬品開発支援及び受託製造サービス）

医薬品開発支援及び受託製造サービスの当事業年度の売上高は83百万円（同3.7%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ231百万円減少し、1,809百万円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動の結果から得られた資金は814百万円（前年同期比55.2%減）となりました。これは主に法人税等の支払額（609百万円）があったものの、税引前当期純利益を1,022百万円計上したことによるものです。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動の結果、支出した資金は746百万円（前年同期比72.9%減）となりました。これは主に普通預金から定期預金への預入（純額700百万円）を行ったためです。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動の結果、支出した資金は299百万円（前年同期比49.4%増）となりました。これは主に配当金の支払（295百万円）によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		生産高(千円)	前年同期比増減(%)
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	1,766,505	7.4
	AMITIZA®カプセル	2,311,369	43.8
合計		4,077,874	25.4

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		受注高(千円)	前年同期比増減(%)	受注残高(千円)	前年同期比増減(%)
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	1,499,467	10.5	171,550	21.4
	AMITIZA®カプセル	1,753,510	19.7	752,338	26.6
医薬品の研究開発支援サービス		168,714	547.7	160,488	114.6
合計		3,421,692	12.0	1,084,377	17.7

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		販売高(千円)	前年同期比増減(%)
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	1,943,721	11.0
	AMITIZA®カプセル	2,026,393	4.4
医薬品の研究開発支援サービス		83,005	3.7
合計		4,053,120	3.6

- (注) 1 レスキュラ点眼薬の販売高には販売権の期間対価、ロイヤリティを含んでおります。  
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
参天製薬(株)	1,932,615	46.0	1,692,251	41.8
武田薬品工業(株)	1,885,424	44.8	2,018,393	49.8

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として以下の点が挙げられます。いずれも中長期的な経営課題として位置づけ、当事業年度以後も実績と成果を適切な時期に評価しながら課題解決を進めていく予定です。

#### (1) 研究開発体制の強化

医師の目線で医薬品の研究開発を行うには、研究開発体制の強化が重要な課題であると考えており、非臨床試験と臨床試験の効率的な研究を行うべく、組織改革を行いました。

また、平成23年4月より神戸ポートアイランドの医療産業都市に当社の新研究所を開設し、創薬に関わる探索薬理スクリーニングや薬効薬理試験等の研究開発活動の主要拠点として活動を開始いたしました。引き続き新薬の研究開発に注力し、より効率の良い研究開発を行ってまいります。

#### (2) 販売体制の強化・構築

当社の主力製品であるレスキュラ®点眼液は、日本国内において眼科分野で豊富な販売経験を有する参天製薬株式会社に販売を委託しております。しかしながら、製品のライフサイクルマネジメントを意識した効果的なマーケティング活動の実践のためには、開発オリジネーターである当社から質の高い学術情報の発信と、その情報を正確に伝達する活動が不可欠と考えております。当社は、全国に学術部員を配置し、参天製薬株式会社と共同での販売活動を実施しております。今後も引き続きレスキュラ®点眼液の製品価値の最大化に努めるとともに、将来における自社開発品販売のために、最適な販売体制の構築に努めてまいります。

#### (3) 生産体制の効率化

レスキュラ®点眼液やAMITIZA®カプセルのように、医薬品としての承認を受けた製品については、安定供給を継続しつつ、製剤処方改良、製造方法及び包装技術の向上を通じて付加価値を高め、より高収益な製品に育てることを課題と位置付けております。

#### (4) 内部統制体制の強化

社内体制を整備し、コンプライアンスや内部統制の強化を行います。今後も透明性を意識したコーポレートガバナンスの充実を通じて企業価値向上に努める所存です。

## 4【事業等のリスク】

当社の事業状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社はこれらの事業等へのリスクを認識した上で、当該リスク発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。

### (1) 新薬開発の不確実性

新薬の開発に際しては、安全性や効能に関する懸念、予期せぬ副作用、臨床試験データが競合品に対して有意差を示さない等の理由により、開発計画の遅延、中止に至る場合があります。

また、当局への製造販売承認申請を行ったとしても、不承認となる場合もあり、製品化までには多くの不確実性を含んでおります。

当社は、新薬開発に毎年多額の研究開発投資を行っておりますが、これらの理由から、研究開発投資に見合う新薬の売上高もしくは利益の確保ができない場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (2) 医療行政の動向

当社の事業は、国内においては主に薬事法により規制されておりますが、その他、健康保険法、製造物責任法、独占禁止法、環境関連の法律等の規制も受けております。これらの法的規制が改定された場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (3) 薬価基準

当社の主力製品であるレスキュラ®点眼液は、薬価基準に記載されております。薬価基準は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」として、厚生労働大臣が告示するものであり、医療保険で使用できる医薬品の範囲と医療機関が使用した医薬品の請求価格を定めたものであります。

この薬価基準については、厚生労働省が市場における売買価格の実勢価格調査を行い、その結果を反映した定期的な改定が行われており、レスキュラ®点眼液については、平成22年4月には12.2%（内、ジェネリック加算6.0%）、平成24年4月に5.6%の薬価改定（引下げ）が行われました。

当社では、レスキュラ®点眼液の定期的な薬価引下げを想定した事業運営を行っておりますが、想定範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (4) 主力製品への依存

当社の売上高は、レスキュラ®点眼液及びAMITIZA®カプセルの占める比率が高くなっております。

これらの製品に、万一の製品の欠陥、予期せぬ副作用等の要因による販売中止、売上の大幅な減少等が発生した場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

### (5) 訴訟リスク

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする当社は、特許法、製造物責任法、独占禁止法、消費者保護法、環境等に関する訴訟の提起や監督官庁から行政処分を受ける可能性があり、訴訟、行政処分等が発生した場合、それらの動向は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、当社の経営に大きな影響を与える訴訟は起きておらず、行政処分もございません。

### (6) 知的財産保護に関するリスク

当社は、医薬品の製造・販売及び研究開発活動において様々な知的所有権を使用しており、これらは当社所有の権利または所有者より使用許諾を受けた権利であります。

しかしながら、出願中の特許が登録に至らない可能性や、当社が所有または使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的所有権が第三者によって生み出される可能性があります。また、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難であり、その結果、当社の業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

更に、当社の業務の過程で生じた特許の発明者の特定や、特許法に定める相当な対価の金額の算定が困難な場合もあり、当社保有の特許に関して社員その他の第三者から何らかの請求が行われる可能性も完全には否定できず、そのような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (7) 利益相反のリスク

当社では、当社とスキャンポグループ各社間との取引については、取締役会の諮問機関として弁護士・公認会計士3名の外部専門家により組織された「利害関係者間取引審査委員会」において取引の正当性、妥当性を協議しており、取締役会は、その結果に基づき利害関係者間契約等を審議、決議することとなっております。更に3名の監査役（社外監査役3名、内常勤監査役1名）が取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監督することになっておりま



す。SPI社においては、利害関係のない経営陣が契約交渉にあたり、NASDAQにより定められた基準を満たす3名以上のIndependent Director（独立社外取締役）によって構成されるAudit Committee（監査委員会）により、取引内容及び取引金額の公正性と妥当性が承認された場合にのみ利害関係者間契約が締結される仕組みが採用されています。このように当社及びスキャンポグループ各社とのそれぞれの取引において、その公正性が担保されることを目的とした体制が構築されています。

しかしながら、利益相反等の行為が発生した場合には、当社の利益を損ねる恐れがあるほか、社会的に指弾を受ける等の不利益を被り、その結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

## (1) 技術導入契約

相手方の名称(国名)	契約書名	契約品目	契約内容	契約期間
アステラス製薬株式会社	ライセンス契約書	眼科疾患領域化合物	眼科適用についての独占実施権の許諾	平成16年6月30日から 本契約の対象となっている特許の満了日

## (2) 取引契約

相手方の名称(国名)	契約書名	契約品目	契約内容	契約期間	
武田薬品工業株式会社 Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)(注)	SUPPLY AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	米国、カナダにおける製造供給契約	平成16年10月29日から 平成32年12月31日まで	
武田薬品工業株式会社 Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)(注)	SUPPLY AND PURCHASE AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	米国、カナダにおける製造供給契約	平成18年1月25日から 平成32年12月31日まで	
Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)	RU-0211 EXCLUSIVE MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	RU-0211	開発候補化合物に関する製造供給契約	平成16年6月23日から 平成36年6月22日まで	
Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)	SPI-8811 AND SPI-017 EXCLUSIVE CLINICAL MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	SPI-8811 SPI-017	開発候補化合物に関する治験薬供給契約	平成18年10月4日から 平成20年10月3日まで 以後90日前に契約を更新しない旨の合意がない限り、2年毎の自動更新	
Sucampo Pharma Europe, Ltd. (英国)	RU-0211 EXCLUSIVE MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	RU-0211	開発候補化合物に関する製造供給契約	平成17年6月24日から 平成37年6月23日まで	
日産化学工業株式会社	取引基本契約書	レスキュラ®点眼液 AMITIZA®カプセルの 原材料等	購買に関する基本取引契約	平成4年9月7日から 平成9年9月6日まで 以後3ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新	
	委受託製造に関する基本取引契約書		委受託製造に関する基本取引契約	平成16年3月22日から 平成24年3月21日まで 以後3ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新	
Catalent Pharma Solutions, Inc. (米国)	COMMERCIAL MANUFACTURING AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	外注委託に関する商業生産契約	製剤工程	平成17年6月21日から 平成22年6月20日まで 以後12ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新
	PACKAGING AGREEMENT			包装工程	平成17年12月13日から 平成22年12月12日まで 以後6ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新
参天製薬株式会社	取引基本契約書	レスキュラ®点眼液	国内販売権の許諾	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで 以後11ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新	
株式会社スキャンボ ファーマ	LUBI PROSTONE EXCLUSIVE MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	Lubiprostone	日本、アジア、オセアニア地域における製造供給契約	契約テリトリーでの販売開始後 20年間	
Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)	Unoprostone NDA Transfer, Patent and Know-how Licensing and Data Sharing Agreement	レスキュラ®点眼液	米国、カナダにおける販売承認及び販売権の譲渡契約	平成21年4月23日から 平成31年4月22日まで	
	Unoprostone Exclusive Manufacturing & Supply Agreement		製造供給契約		

相手方の名称(国名)	契約書名	契約品目	契約内容	契約期間
Sucampo, AG (スイス)	EXCLUSIVE LICENSE FOR DEVELOPMENT AND COMMERCIALIZATION OF UNOPROSTONE	ウノプロストーン	日本、中国、台湾、韓国及び北米以外の地域における開発、製造及び商業化権のライセンス契約	平成23年3月22日から平成33年3月21日まで
Novozymes Biophrama DK A/S(デンマーク)	BASIC AGREEMENT ON SUPPLY OF rALBUMIN FOR CLINICAL TRIAL STUDY	RU-101	研究開発用の原料供給契約	平成23年10月18日から平成33年10月17日まで
日東メディック株式会社	製造委受託契約書	レスキュラ®点眼液0.12%	レスキュラ®点眼液0.12%の製造	平成23年11月2日から平成28年11月1日まで以後24ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、3年毎の自動更新

(注) 当社は、武田薬品工業株式会社及びSucampo Pharma Americas, Inc. と締結している SUPPLY AGREEMENT 及び SUPPLY AND PURCHASE AGREEMENT について、武田薬品工業株式会社に対して契約の終了及び損害賠償を求める仲裁申立てを行っております。

## 6【研究開発活動】

当社は、「医師の目線で医薬品開発・販売を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社」を目指しており、国が推奨及び支援するアンメット・メディカル・ニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）領域やオーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）領域、アンチエイジング（生活改善薬）領域の新薬の開発を進めております。

当事業年度における研究開発費の総額は917百万円となりました。領域別の研究開発活動の進捗状況につきましては次のとおりであります。

### (1)眼疾患領域

#### ・網膜色素変性（開発コード：UF-021）（製品名：オキュセバ™）

網膜色素変性は両眼に発症する遺伝性の網膜疾患で、進行性の夜盲と視野狭窄をきたし、末期には高度の視力低下、更には失明にまで至ることもある疾患です。

現在は第2相臨床試験まで終了しており、第3相臨床試験の準備を進めております。

#### ・重症ドライアイ（開発コード：RU-101）

ドライアイは涙液層や眼表面の障害を特徴とする慢性で他因性の眼疾患です。当社は結膜上皮細胞を用いた実験において、血清アルブミンが涙液成分の一つであるムチンの産生を増強することを確認しております。当事業年度においては、安全性試験の一部が終了しております。

なお、平成23年10月18日にNovozymes Biopharma DK A/S（以下Novozymes社）と遺伝子組換え人血清アルブミンの供給に関する基本合意を締結し、重症ドライアイ治療薬の開発再開が可能となっております。

また、平成23年10月19日には一般財団法人化学及血清療法研究所と遺伝子組換え人血清アルブミンの安全性データの使用許諾について基本合意に至りました。この基本合意により、重症ドライアイ治療薬の開発期間の短縮が可能と考えております。

#### ・糖尿病性白内障（開発コード：RTU-007）

糖尿病性白内障は、糖尿病が原因で発症する白内障で、水晶体が混濁する疾患です。当社はアステラス製薬株式会社からライセンス取得した糖尿病患者の体内で増加する酵素を阻害する物質について、細胞や動物を用いた実験で化合物の最適化をおこなっており、当事業年度においては、薬理試験を実施しております。

### (2)皮膚疾患領域

#### ・男性型脱毛症（開発コード：RK-023）

男性型脱毛症は、壮年性脱毛症とも呼ばれ、思春期以降に男性ホルモンの影響を受け、頭頂部から前頭部に限局して、太く長い毛が再生せずに細く短い軟毛に置き換わり、最終的には毛包が委縮して毛髪数が減少し、段階的に薄毛・脱毛が進行する疾患です。現在は前期第2相臨床試験が完了しており、安全性に関してはRK-023使用とプラセボ（注1）使用で差異は見られませんでした。一方、有効性についてはプラセボ使用群に対してRK-023使用群では外観写真評価での改善及びフォトリコグラム（注2）により成長期毛数（注3）の減少抑制の可能性がみられました。当事業年度においては、非臨床の長期安全性試験を行っております。

（注1）薬剤（RK-023）が含まれていない製剤。

（注2）頭皮における毛髪密度、毛髪太さ、毛髪の伸びを計測する目的で、頭髪を一定面積で毛刈りし、頭皮の拡大写真を経時的に撮影し、解析する方法。

（注3）フォトリコグラムにより1日に0.2mm以上伸びることが確認された毛を「成長期毛」と定義しました。成長期毛の割合が少なくなると脱毛症が進みます。

#### ・睫毛貧毛症（開発コード：RK-023）

睫毛貧毛症は、睫毛（まつげ）が貧弱で短い、まばら、色が薄い等の原因で、眼にほこりなどの異物や異常な光が入ることを防ぐ機能が十分に発揮できない疾患です。当事業年度においては、第1相臨床試験が終了し、眼圧下降や充血などの眼科的所見も認められませんでした。

#### ・アトピー性皮膚炎（開発コード：RTU-1096）

アトピー性皮膚炎は、アレルギー体質により皮膚のバリアー機能が低下し、様々な刺激が加わることでかゆみを伴う慢性の湿疹、皮膚炎を生じ、症状の悪化と改善を繰り返す疾患です。従来は学童期に自然治癒すると考えられていましたが、成人まで持ちこす例や、成人してからの発症・再発の例が近年増加しています。当社では、炎症に関連して血液、組織中で活性の増加がみられる酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当事業年度においては、薬理試験の一部が終了しております。

(3) 神経疾患領域

・糖尿病性神経障害（開発コード：RTU-1096）

糖尿病性神経障害は、糖尿病 3 大合併症の 1 つで、血糖値が高い状態が続くと足や手などの末梢神経におこる障害で、違和感、しびれ、痛み等の症状が現れる疾患です。当社では、糖尿病患者の体内で増加する酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当事業年度においては、薬理試験の一部が終了しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

流動資産

流動資産は、前事業年度に比べ357百万円増加し7,235百万円となりました。これは主に原材料及び貯蔵品が減少したものの、当期純利益の計上等により現金及び預金が増加したことによるものであります。

固定資産

固定資産は、前事業年度に比べ479百万円増加し2,094百万円となりました。これは主に有形・無形固定資産が減少したものの、時価評価により投資有価証券が増加したことによるものであります。

流動負債

流動負債は、前事業年度に比べ185百万円減少し705百万円となりました。これは主に未払金が増加したものの、未払法人税等及び前受金が減少したことによるものであります。

固定負債

固定負債は、前事業年度に比べ161百万円増加し529百万円となりました。これは主に繰延税金負債が増加したことによるものであります。

純資産

純資産は、前事業年度に比べ859百万円増加し8,095百万円となりました。これは当期純利益の計上及びその他有価証券評価差額金が増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

売上高は、前事業年度に比べ151百万円減少し4,053百万円となりました。

主要な販売品目毎の状況は次のとおりであります。

(レスキュラ®点眼液)

レスキュラ®点眼液の売上高は、前事業年度に比べ240百万円減少し1,943百万円となりました。

国内販売におきましては、眼科医を対象に製品説明会や眼底読影勉強会等を積極的に行うなど販売促進活動に努めましたが、ロイヤリティー収入や処方数の減少により前事業年度に比べ240百万円減少しました。

その他の地域につきましては、韓国・台湾向けの売上が計上された他、SAG社との日本、中国、台湾、韓国及び北米以外の地域における開発、製造及び商業化権のライセンス契約に伴うライセンス収入を計上したことにより前事業年度と同水準を維持しております。

(AMITIZA®カプセル)

AMITIZA®カプセルの売上高は、便秘型過敏性腸症候群治療薬の出荷数の増加等により前事業年度に比べ86百万円増加し2,026百万円となりました。

(医薬品開発支援及び受託製造サービス)

医薬品開発支援及び受託製造サービスの売上高は、前事業年度に比べ2百万円増加し83百万円となりました。

売上総利益

売上総利益は、売上高及びロイヤリティー収入の減少により前事業年度に比べ126百万円減少し2,728百万円となりました。売上総利益率についても0.6ポイント下降し67.3%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、研究開発費の減少等により前事業年度に比べ191百万円減少し1,665百万円となりました。

営業利益

営業利益は、売上総利益が減少したものの、販売費及び一般管理費の減少により前事業年度に比べ64百万円増加し1,063百万円となりました。売上高営業利益率についても2.4ポイント上昇し26.2%となりました。

経常利益

経常利益は、営業利益が増加したこと、営業外費用の為替差損が減少したこと等により、前事業年度に比べ66百万円増加し、1,073百万円となりました。

#### 税引前当期純利益

税引前当期純利益は、経常利益が増加したものの、前事業年度において特別利益で受取和解金を計上したこと、今年度において特別損失で減損損失を計上したこと等により、前事業年度に比べ950百万円減少し1,022百万円となりました。

#### 法人税等

法人税等は、税引前当期純利益の減少に伴い、前事業年度に比べ382百万円減少し342百万円となりました。税効果会計適用後の法人税等の負担率は、前事業年度の36.7%から33.5%に下降しております。

#### 当期純利益

当期純利益は、前事業年度に比べ567百万円減少し680百万円となりました。これにより1株当たり当期純利益は、前事業年度の12,679.16円から6,910.50円に減少しております。

### (3) キャッシュ・フローの分析

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より1,004百万円少ない1814百万円の資金を得ました。これは主に法人税等の支払額が増加したものの、税引前当期純利益が増加したことによるものであります。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より2,010百万円少ない1746百万円の資金を使用しました。これは主に普通預金から定期預金への預入を行ったことによるものであります。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より98百万円多い1299百万円の資金を使用しました。これは主に配当金の支払が増加したことによるものであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社では、生産設備や研究開発機器の新設、更新・合理化などを目的として設備投資を継続的に実施しております。当事業年度の設備投資は、主に神戸研究所の実験設備及び仮想サーバーを中心に47百万円の設備投資を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械 及び装置	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	販売業務施設及び管理業務施設	9,937	264	3,834	3,444	17,480	24
三田工場 (兵庫県三田市)	医薬品研究開発及び製造工場	212,175	111,220	1,924	14,624	339,945	25
神戸研究所 (兵庫県神戸市)	医薬品研究開発施設	12,864	-	-	51,006	63,871	24

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3 現在休止中の設備はありません。

4 賃借契約による主な賃借設備は、次の通りであります。

名称		面積	契約期間	年間賃借料(千円)
本社		166.6m <sup>2</sup>	2年	34,472千円
三田工場	建物	4,673.5m <sup>2</sup>	3年	107,667千円
	土地	1,679.0m <sup>2</sup>	30年	4,812千円
神戸研究所		718.0m <sup>2</sup>	3年	33,962千円

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000
計	192,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	98,444	98,444	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用 していません。
計	98,444	98,444	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。



## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月25日定時株主総会（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2	2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32	32
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,500	131,500
新株予約権の行使期間	自平成18年6月25日(若しくは株式新規公開のいずれか遅い方の日) 至平成26年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,500 資本組入額 65,750	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又はパートタイム勤務者であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員若しくはパートタイム勤務者は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合若しくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整

するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権のうち自己新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年6月25日定時株主総会（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,500	131,500
新株予約権の行使期間	自平成18年6月25日 至平成26年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,500 資本組入額 65,750	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の6月25日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株

予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 平成18年2月17日臨時株主総会（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	413	413
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	826	826
新株予約権の行使時の払込金額(円)	295,000	295,000
新株予約権の行使期間	自平成20年2月17日 至平成28年2月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 295,000 資本組入額 147,500	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は当社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の2月16日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株

予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権のうち自己新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	295,000	295,000
新株予約権の行使期間	自平成20年6月29日 至平成28年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 295,000 資本組入額 147,500	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の6月28日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 2 株であります。  
2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1 円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株 1 株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式 1 株を 2 株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



## 平成23年6月24日定時株主総会（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成23年8月11日 至平成53年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,828 資本組入額 25,914	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株あたり51,827円)を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1株当たり51,827円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。  
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

## 平成23年6月24日定時株主総会（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成23年8月11日 至平成28年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,933 資本組入額 35,467	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 1個新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株あたり70,932円)を合算しております。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月8日 (注)1	1,340	48,820	311,550	568,655	311,550	508,455
平成20年5月7日 (注)2	315	49,135	73,237	641,892	73,237	581,692
平成20年4月1日～ 平成21年9月30日 (注)3	87	49,222	12,094	653,987	12,094	593,787
平成21年10月1日 (注)4	49,222	98,444	-	653,987	-	593,787

- (注)1 平成20年4月8日を払込期日とする一般募集増資(ブックビルディング方式)により発行済株式総数が1,340株、資本金が311,550千円、資本準備金が311,550千円増加しております。  
(発行価額 465,000円、資本組入額 232,500円)
- 2 平成20年5月7日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により発行済株式総数が315株、資本金が73,237千円、資本準備金が73,237千円増加しております。  
(割当先 三菱UFJ証券株式会社、発行価額 465,000円、資本組入額 232,500円)
- 3 平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が87株、資本金が12,094千円及び資本準備金が12,094千円増加しております。
- 4 平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割しております。

( 6 ) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	7	12	20	7	2	2,023	2,071	-
所有株式数 (株)	-	5,665	722	10,956	32,959	11	48,131	98,444	-
所有株式数の 割合(%)	-	5.76	0.73	11.13	33.48	0.01	48.89	100.00	-

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
S&R Technology Holdings, LLC (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号	32,740	33.25
上野 隆司 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号	16,000	16.25
久能 祐子 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号	10,000	10.15
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	8,879	9.01
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,971	3.01
三上 芳宏	東京都千代田区	2,542	2.58
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	1,848	1.87
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,666	1.69
樋口 慶子	大阪府寝屋川市	1,100	1.11
上野 俊子	兵庫県西宮市	830	0.84
計	-	78,576	79.76

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 98,444	98,444	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	98,444	-	-
総株主の議決権	-	98,444	-

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法の規定に基づき特に有利な条件をもって新株予約権を発行する方法によるもの、及び会社法の規定に基づきストック・オプションとして新株予約権を無償で発行したものであります。

当該新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月25日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成16年6月25日第15回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社役員6名、従業員34名、パートタイム勤務者15名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	112株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議された上限112個のうち、平成16年6月25日の取締役会決議に基づき、平成16年7月1日に新株予約権112個のうち110個を付与しております。  
2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員9名となっております。  
3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成16年6月25日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成16年6月25日第15回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社役員4名、従業員2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	78株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議された上限78個のうち、平成16年6月25日の取締役会決議に基づき、平成16年7月1日に新株予約権78個のうち78個を付与しております。  
2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員2名、従業員1名となっております。  
3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成18年2月17日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成18年2月17日開催の臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成18年2月17日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年2月17日
付与対象者の区分及び人数	当社役員2名、従業員4名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	824株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成18年2月17日開催の臨時株主総会において決議された上限824個のうち、平成18年2月17日の取締役会決議に基づき、平成18年2月20日に新株予約権824個のうち824個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員1名、従業員2名となっております。

3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成18年6月29日第17回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成18年6月29日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社役員3名、従業員2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	134株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議された上限134個のうち、平成18年6月29日の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日に新株予約権134個のうち134個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員1名、従業員1名となっております。

3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。



(平成23年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月24日第22回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成23年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分	当社取締役2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	200株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成23年6月24日開催の定時株主総会において決議された上限200個のうち、平成23年6月24日の取締役会決議に基づき、平成23年8月10日に新株予約権200個のうち200個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員2名となっております。

(平成23年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月24日第22回定時株主総会終結の時に在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行すること及びその募集事項を、平成23年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分	当社従業員9名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	50株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成23年6月24日開催の定時株主総会において決議された上限50個のうち、平成23年6月24日の取締役会決議に基づき、平成23年8月10日に新株予約権50個のうち50個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員9名となっております。

(平成24年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年6月22日第23回定時株主総会終結の時に在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行すること及びその募集事項を、平成24年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分	当社従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	100株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から5年
新株予約権の行使の条件	(注2)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 上記以外のその他細目事項については、平成24年6月22日開催の定時株主総会以後に開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会で定めるところによるものとします。

2 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、経営基盤の強化のための内部留保に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営課題と位置付けており、業績や配当性向などを総合的に考慮し、中長期的に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金については、成長に不可欠な研究開発投資及び新規化合物の導入など、競争力向上のために必要な事業への投資に活用していく方針であります。

当社剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。

このような考え方にに基づき、平成24年3月期の配当は1株当たり3,000円としております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

株主総会決議日 平成24年6月22日

配当金の総額 295,332千円

1株当たりの配当額 3,000円

また、次期の配当につきましては、現時点では業績予想が困難であることから、未定とさせていただきます。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	-	1,910,000	279,000	167,800	117,300
最低(円)	-	174,000	51,400	53,200	71,100

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2 印は、株式分割(平成21年10月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	83,300	85,000	82,000	88,200	95,900	93,000
最低(円)	76,000	75,500	78,000	79,000	85,000	86,400

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	-	真島 行彦	昭和28年4月7日	平成9年4月 慶應義塾大学医学部助教授(眼科学)就任 平成16年3月 当社社外取締役就任 平成17年3月 慶應義塾大学退職 平成17年4月 当社取締役トランスレーショナルリサーチ推進室長就任 平成18年4月 当社専務取締役研究開発本部長就任 平成20年7月 当社専務取締役メディカルディレクター 平成21年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	84
取締役	-	林 直	昭和37年12月10日	昭和60年4月 上野製薬株式会社入社 平成13年10月 当社製剤製造課出向 平成15年4月 当社転籍 平成15年8月 当社製造グループマネージャー就任 平成18年4月 当社品質管理・保証グループシニアマネージャー就任 平成18年7月 当社部長(品質管理・保証グループ、原薬/製剤製造グループ担当)就任 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	2
取締役	-	本間 伸也	昭和43年9月6日	平成9年4月 弁護士登録 那須法律事務所(現那須・本間法律事務所)入所 平成14年4月 那須・本間法律事務所パートナー(現任) 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	-	妹尾 賢治	昭和23年4月24日	昭和47年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 平成10年4月 同行総合企画部長就任 平成12年2月 株式会社ライフ出向 平成13年1月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)退社 平成13年2月 日本電気株式会社入社 同社財務部長就任 平成14年10月 同社関連企業部長就任 平成17年4月 同社支配人兼関連企業部長就任 平成19年6月 同社監査役就任 平成23年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	浅田 永治	昭和14年1月29日	昭和47年6月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社 平成11年6月 同社東京事務所 地区代表社員 平成13年6月 同社経営会議議長就任 平成16年6月 監査法人トーマツ退職 平成16年7月 住友金属工業株式会社 監査役就任 平成16年10月 不動建設株式会社(現株式会社不動産テトラ) 監査役就任(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	田口 和幸	昭和41年3月11日	平成3年4月 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 平成10年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(現任) 平成17年6月 ビ・ライフ投資法人監督委員就任 株式会社エフティーコミュニケーションズ監査役就任 平成17年11月 株式会社フレクソール監査役就任 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						86

- (注) 1 取締役 本間伸也は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2 監査役 妹尾賢治、浅田永治、田口和幸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3 取締役の任期は、平成24年6月22日の定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 監査役の任期は、平成23年6月24日の定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な増大を目指すとともに、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーに対し、効率的かつ健全で透明性の高い経営を実現することが重要であると考えております。

この基本的な考え方のもと、株主総会を頂点とした機能的な統治組織によって、健全で透明性の高い経営に努めております。具体的な施策として、社外取締役1名および社外監査役3名を選任し、経営への監視・監督機能を高め、内部監査室を設置し、全部署の内部監査を行うことにより、業務の適正性を検証するとともに、監査役と連携して計画的な業務監査を実施しております。

#### 会社の機関の内容

##### イ．取締役会

当社取締役会は、法令に定めのある事項に加え、経営方針、経営戦略、事業契約、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定、業務執行の監督等を行っており、原則として月1～2回開催され、社内常勤取締役2名、社外取締役1名で構成されています。

##### ロ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名により構成されています。監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会やその他の重要会議に出席する他、本社、三田事業所における業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

##### ハ．利害関係者間取引審査委員会

当社とスキャンポグループ各社との利害関係者間で取引を行う場合に、取引内容及び取引金額等の公正性と妥当性に関して審議することを目的として設置されており、取締役会の諮問機関の役割を果たしています。委員は3名以上で構成され、弁護士、公認会計士等の有識者の中から取締役会により選任されております。

なお、本委員会は、委員会設置会社における委員会とは異なっております。

##### ニ．経営会議

当社では、常勤の取締役及び部長などのシニアマネジメントを中心メンバーとする経営会議を設置し、原則として月1～2回開催しております。非常勤取締役及び監査役の出席は任意です。また、必要に応じて中心メンバーが事前に推薦する者を同席させることができます。経営会議においては、取締役会で決定した基本方針に基づき全社並びに各部門の経営課題等が審議されるとともに、業務遂行に係る報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。また、取締役会上程前の議案について広く審議を行うことで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性を高め、もって効率的な会社運営を図ることを目的としております。



へ。取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関する所要の事項を報告する。

ト．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

）代表取締役は、定期的及び必要に応じて随時、監査役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図る。

）監査役が社内の主要な会議への出席、重要書類の閲覧、各部署の調査等を行い得る体制を整備する。

チ．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

リ．反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。

また、必要に応じて警察、顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

#### 監査役監査及び内部監査の状況

監査役は、本社ならびに事業所の往査による業務監査を通じて当社の課題もしくは将来のリスク項目を認識し、内部監査担当部署と情報を共有するとともに適宜監査意見を提供します。また、監査役は内部監査担当部署より、内部監査の中で知りえた情報のうち重要な情報について報告を受け、さらに対応策について説明を受け、具体的解決に向けての提言等を行います。

なお、監査役浅田永治は、公認会計士の資格を有しております。

内部監査室（専任者1名）は、当社の全部署を対象として、業務の適正な運営、改善、効率化を図るべく計画的、網羅的な内部監査を実施しており、その結果及び改善の報告は、代表取締役の他、取締役会並びに監査役会に対して行われております。

#### 監査役及び内部監査室と会計監査人との連携状況並びに内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人から会計監査計画及び会計監査結果の報告を受けており、財務報告の信頼性・正確性について、会計監査人と連携して監査を行っています。

内部監査室は、定期的に監査役及び会計監査人と面談して内部監査の状況に関する意見交換を行い、問題点の把握に努めるとともに、改善状況等に関する情報共有を行っています。また、内部統制部門であるビジネスマネジメント部は、内部統制に関して内部監査室の内部監査を、事業報告に関して監査役監査を、会社法及び金融商品取引法に基づき会計監査を受けております。

#### 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監督業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続関与年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

##### ・ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：飯野 健一

業務執行社員：山野辺 純一

##### ・ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士：3名、会計士補等：4名



社外取締役及び社外監査役との関係

取締役である本間伸也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

当該社外取締役の当社株式の所有状況は「5 役員の状況」に記載のとおり、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役は弁護士としての専門的見地から経営についての業務執行にかかわる意思決定に参画し、その決定に際し、議論が十分になされているかを監督しております。

監査役3名はいずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

当該社外監査役の当社株式の所有状況は「5 役員の状況」に記載のとおり、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役は、それぞれ専門的な立場及び経験に基づく見地から、当社経営全般に関する監視の役割を担っております。

当社は、社外取締役および社外監査役には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等をそれぞれ行っていただけよう、その選任に当たっては、独立性を重視しております。

リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制としましては、事業活動上想定されるリスクについて、万一の緊急事態が発生した場合の対応を規定した「危機管理規程」に従っております。代表取締役により指名された取締役を本部長とする「対策本部」を設置し、会社の置かれている状況を正確に認識した上で、危機の解決、克服もしくは回避、及び再発の防止のために全力を尽くす体制となっております。

役員報酬の内容（第23期事業年度）

取締役及び監査役に支払った報酬は、取締役4名65,581千円（内、役員退職慰労引当金繰入額1,831千円、株式報酬費用10,365千円、社外取締役1名7,200千円）、監査役4名14,520千円（内、社外監査役4名14,520千円）であります。

なお、当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

定款で定める取締役の定数及び取締役の選任及び解任の要件

イ．定款で定める取締役の定数

当社の取締役は3名以上7名以内とする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席しその議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

当社は、株主が利益還元を受ける機会を増やすため、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当については取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

また、資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行を目的とし、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議により、自己株式の取得を可能にする旨定款に定めております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上の合計額

1 銘柄 1,521,695千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Sucampo Pharmaceuticals, Inc.	2,485,150	867,888	取引先との関係強化を目的

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Sucampo Pharmaceuticals, Inc.	2,485,150	1,521,695	取引先との関係強化を目的

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)
提出会社	20,000	-	16,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額は、会計監査人から提示された監査計画の内容や監査時間数等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,741,343	5,209,668
売掛金	477,360	469,195
製品	85,745	176,201
仕掛品	834,150	804,303
原材料及び貯蔵品	521,524	315,576
前渡金	81,528	150,021
前払費用	55,332	54,204
繰延税金資産	47,829	50,061
立替金	7,509	200
その他	26,011	5,915
流動資産合計	6,878,336	7,235,347
固定資産		
有形固定資産		
建物	541,111	509,198
減価償却累計額	251,883	274,803
建物(純額)	289,228	234,395
構築物	32,932	32,932
減価償却累計額	31,947	32,349
構築物(純額)	984	583
機械及び装置	762,629	659,179
減価償却累計額	576,613	547,695
機械及び装置(純額)	186,016	111,484
工具、器具及び備品	680,295	698,969
減価償却累計額	601,828	629,894
工具、器具及び備品(純額)	78,466	69,075
リース資産	18,606	18,606
減価償却累計額	9,125	12,847
リース資産(純額)	9,480	5,758
建設仮勘定	1,202	-
有形固定資産合計	565,379	421,296
無形固定資産		
商標権	92,916	70,616
ソフトウェア	21,292	15,174
その他	374	374
無形固定資産合計	114,583	86,166
投資その他の資産		
投資有価証券	867,888	1,521,695
敷金及び保証金	65,325	65,282
その他	1,955	-
投資その他の資産合計	935,169	1,586,978
固定資産合計	1,615,132	2,094,441
資産合計	8,493,468	9,329,788

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	125,583	124,009
リース債務	3,907	3,907
未払金	155,376	242,406
未払費用	10,232	18,204
未払法人税等	451,600	158,238
前受金	135,971	91,987
前受収益	840	840
資産除去債務	-	49,720
その他	7,065	16,188
流動負債合計	890,577	705,502
固定負債		
リース債務	5,248	1,375
繰延税金負債	259,353	477,177
役員退職慰労引当金	32,137	-
資産除去債務	70,600	21,332
その他	-	29,306
固定負債合計	367,340	529,192
負債合計	1,257,917	1,234,695
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	653,987	653,987
資本剰余金		
資本準備金	593,787	593,787
資本剰余金合計	593,787	593,787
利益剰余金		
利益準備金	14,540	14,540
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,490,994	5,875,959
利益剰余金合計	5,505,534	5,890,499
株主資本合計	6,753,308	7,138,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	482,242	944,385
評価・換算差額等合計	482,242	944,385
新株予約権	-	12,434
純資産合計	7,235,551	8,095,093
負債純資産合計	8,493,468	9,329,788

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>売上高</b>		
製品売上高	3,660,011	3,655,440
ロイヤリティー収入	544,800	397,680
売上高合計	4,204,812	4,053,120
<b>売上原価</b>		
製品期首たな卸高	-	36,075
当期製品製造原価	1,385,212	1,463,239
合計	1,385,212	1,499,314
製品期末たな卸高	36,075	175,118
売上原価合計	1,349,136	1,324,196
<b>売上総利益</b>	2,855,675	2,728,924
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	64,446	67,904
給料及び手当	185,241	175,950
支払手数料	195,760	168,722
減価償却費	19,532	18,793
研究開発費	1,040,299	917,328
その他	351,520	316,809
販売費及び一般管理費合計	1,856,799	1,665,507
<b>営業利益</b>	998,875	1,063,416
<b>営業外収益</b>		
受取利息	4,056	4,559
受取賃貸料	10,532	11,144
受取補償金	3,348	-
その他	1,749	2,711
営業外収益合計	19,687	18,414
<b>営業外費用</b>		
為替差損	11,643	8,489
営業外費用合計	11,643	8,489
<b>経常利益</b>	1,006,919	1,073,341
<b>特別利益</b>		
受取和解金	972,380	-
特別利益合計	972,380	-
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	644	11,332
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,979	-
減損損失	-	39,685
特別損失合計	6,623	51,017
<b>税引前当期純利益</b>	1,972,676	1,022,323
法人税、住民税及び事業税	591,427	318,098
法人税等調整額	133,061	23,928
法人税等合計	724,488	342,026
<b>当期純利益</b>	1,248,187	680,296

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	362,687	26.1	350,223	25.2
労務費		137,684	9.9	143,250	10.3
経費		891,431	64.0	898,617	64.5
当期総製造費用		1,391,804	100.0	1,392,091	100.0
期首仕掛品たな卸高		825,722		834,150	
期首半製品たな卸高		54,045		49,670	
合計		2,271,571		2,275,911	
期末仕掛品たな卸高		834,150		804,303	
期末半製品たな卸高		49,670		1,082	
他勘定振替高		2,539		7,286	
当期製品製造原価		1,385,212		1,463,239	

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
外注加工費	581,396千円	外注加工費	546,244千円
減価償却費	92,431千円	地代家賃	86,307千円
地代家賃	49,554千円	減価償却費	74,236千円
保険料	47,670千円	消耗品費	37,012千円

2. 他勘定振替高の内容は、研究開発費等へ振替えたものであります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算方法は、主として総合原価計算による実際原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	653,987	653,987
当期末残高	653,987	653,987
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	593,787	593,787
当期末残高	593,787	593,787
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	593,787	593,787
当期末残高	593,787	593,787
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	14,540	14,540
当期末残高	14,540	14,540
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	4,439,695	5,490,994
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	196,888	295,332
当期純利益	1,248,187	680,296
<b>当期変動額合計</b>	1,051,299	384,964
当期末残高	5,490,994	5,875,959
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	4,454,235	5,505,534
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	196,888	295,332
当期純利益	1,248,187	680,296
<b>当期変動額合計</b>	1,051,299	384,964
当期末残高	5,505,534	5,890,499
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	5,702,009	6,753,308
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	196,888	295,332
当期純利益	1,248,187	680,296
<b>当期変動額合計</b>	1,051,299	384,964
当期末残高	6,753,308	7,138,273



	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	457,050	482,242
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,192	462,143
当期変動額合計	25,192	462,143
当期末残高	482,242	944,385
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	457,050	482,242
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,192	462,143
当期変動額合計	25,192	462,143
当期末残高	482,242	944,385
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	12,434
当期変動額合計	-	12,434
当期末残高	-	12,434
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	6,159,059	7,235,551
当期変動額		
剰余金の配当	196,888	295,332
当期純利益	1,248,187	680,296
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,192	474,577
当期変動額合計	1,076,491	859,542
当期末残高	7,235,551	8,095,093

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,972,676	1,022,323
減価償却費	242,115	167,491
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,979	-
株式報酬費用	-	12,434
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	8,681	32,137
減損損失	-	39,685
受取利息及び受取配当金	4,056	4,559
為替差損益（ は益）	16,795	646
和解金	972,380	-
売上債権の増減額（ は増加）	177,848	8,165
たな卸資産の増減額（ は増加）	159,723	145,339
前渡金の増減額（ は増加）	62,564	68,492
前払費用の増減額（ は増加）	17,823	1,128
仕入債務の増減額（ は減少）	47,900	1,573
未払金の増減額（ は減少）	57,648	87,714
未払費用の増減額（ は減少）	5,068	7,972
前受金の増減額（ は減少）	153,831	43,983
その他	49,808	78,236
小計	1,228,913	1,420,391
利息及び配当金の受取額	4,056	3,646
和解金の受取額	972,380	-
法人税等の支払額	386,154	609,294
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,819,196	814,743
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	31,615	44,920
無形固定資産の取得による支出	1,808	1,834
定期預金の預入による支出	5,400,000	4,900,000
定期預金の払戻による収入	2,700,000	4,200,000
その他	23,548	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,756,972	746,707
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	3,736	3,873
配当金の支払額	196,466	295,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,202	299,064
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,795	646
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,154,773	231,674
現金及び現金同等物の期首残高	3,196,116	2,041,343
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,041,343	1 1,809,668

## 【重要な会計方針】

項目	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、時価による評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)製品・原材料・仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>(2)貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～34年 構築物 4～9年 機械及び装置 2～8年 工具、器具及び備品 2～20年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>商標権 10年 自社利用のソフトウェア 5年</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。 平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 【表示方法の変更】

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「役員退職慰労引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「役員退職慰労引当金繰入額」に表示していた8,681千円は、「その他」として組み替えております。</p> <p>前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「保険返戻金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「保険返戻金」に表示していた481千円は、「その他」として組み替えております。</p>

## 【追加情報】

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成23年6月24日開催の第22回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、これまでの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。</p> <p>これに伴い、打ち切り支給額の未払分29,306千円を固定負債の「その他」に計上しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

- 1 全てSPI社のA種普通株式であります。SPI社の発行するA種普通株式は米国NASDAQ市場に上場されておりますが、当社が当該株式を処分する場合には米国証券取引法上の規制の適用対象となるため、売却数量等について制限をうけることとなります。
- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,300,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	3,300,000	3,000,000

(損益計算書関係)

1 研究開発費の総額

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	1,040,299千円	917,328千円

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
機械及び装置	- 千円	10,351千円
工具、器具及び備品	644	869
ソフトウェア	-	111
計	644	11,332

- 3 貸借対照表の製品との差額は、製品勘定に含めて表示している半製品によるものであり、当該半製品は製造原価明細書に表示されております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	98,444	-	-	98,444

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	196,888	2,000	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	295,332	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月27日

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	98,444	-	-	98,444

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	12,434
	合計	-	-	-	-	-	12,434

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	295,332	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	295,332	3,000	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	4,741,343千円	5,209,668千円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,700,000	3,400,000
現金及び現金同等物	2,041,343	1,809,668

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、研究開発事業における臨床試験設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	13,530	8,118	5,412
合計	13,530	8,118	5,412

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	13,530	10,824	2,706
合計	13,530	10,824	2,706

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	2,706	2,706
1年超	2,706	-
合計	5,412	2,706

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
支払リース料	2,706	2,706
減価償却費相当額	2,706	2,706

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入は行っておりません。また、デリバティブ取引も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、受託製造サービス事業において生ずる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建金融資産保有・運用マニュアルに従い、外貨建ての金融資産について、一定の保有基準を設けること等により、市場リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、全てSPI社のA種普通株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成23年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,741,343	4,741,343	-
(2) 売掛金	477,360	477,360	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	867,888	867,888	-
資産計	6,086,593	6,086,593	-
(1) 買掛金	125,583	125,583	-
(2) 未払金	155,376	155,376	-
(3) 未払法人税等	451,600	451,600	-
負債計	732,560	732,560	-

当事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,209,668	5,209,668	-
(2) 売掛金	469,195	469,195	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,521,695	1,521,695	-
資産計	7,200,560	7,200,560	-
(1) 買掛金	124,009	124,009	-
(2) 未払金	242,406	242,406	-
(3) 未払法人税等	158,238	158,238	-
負債計	524,655	524,655	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、その他有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	4,741,343	-	-	-
(2) 売掛金	477,360	-	-	-
合計	5,218,704	-	-	-

当事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	5,209,668	-	-	-
(2) 売掛金	469,195	-	-	-
合計	5,678,864	-	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成23年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	867,888	55,486	812,402
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	867,888	55,486	812,402
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		867,888	55,486	812,402

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	1,521,695	55,486	1,466,209
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,521,695	55,486	1,466,209
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,521,695	55,486	1,466,209

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度として、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2．退職給付債務に関する事項

中小企業退職金共済制度は確定拠出型年金制度であるため、当社の退職給付債務はありません。

3．退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用(千円)	18,932	19,756
勤務費用(千円)	18,932	19,756

中小企業退職金共済制度に対する掛金拠出額を退職給付費用としております。

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	12,434

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成16年 6月25日 定時株主総会		平成18年 2月17日 臨時株主総会	平成18年 6月29日 定時株主総会
	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 6 名、従業員 34 名、パートタイム勤務者 15 名	当社役員 4 名、当社従業員 2 名	当社役員 2 名、従業員 4 名	当社役員 3 名、従業員 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 220 株	普通株式 156 株	普通株式 1,648 株	普通株式 268 株
付与日	平成16年 7月 1日	平成16年 7月 1日	平成18年 2月20日	平成18年 7月 1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又はパートタイム勤務者であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員若しくはパートタイム勤務者は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 1 ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。	権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 1 ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。	権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 1 ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。	権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 30 日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成18年 6月25日 (若しくは株式新規公開のいずれか遅い方の日) 至 平成26年 6月25日	自 平成18年 6月25日 至 平成26年 6月25日	自 平成20年 2月17日 至 平成28年 2月16日	自 平成20年 6月29日 至 平成28年 6月28日

決議年月日	平成23年6月24日 定時株主総会	
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員2名	当社従業員9名
株式の種類及び付与数	普通株式 200株	普通株式 50株
付与日	平成23年8月10日	平成23年8月10日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。また、1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。また、1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左
権利行使期間	自平成23年8月11日 至平成53年8月10日	自平成23年8月11日 至平成28年8月10日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

決議年月日	平成16年6月25日 定時株主総会		平成18年2月17日 臨時株主総会	平成18年6月29日 定時株主総会
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前				
前事業年度末（株）	-	-	-	-
付与（株）	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-
権利確定（株）	-	-	-	-
未確定残（株）	-	-	-	-
権利確定後				
前事業年度末（株）	32	40	826	24
権利確定（株）	-	-	-	-
権利行使（株）	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-
未行使残（株）	32	40	826	24

決議年月日	平成23年6月24日 定時株主総会	
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末(株)	-	-
付与(株)	200	50
失効(株)	-	-
権利確定(株)	200	8
未確定残(株)	-	42
権利確定後		
前事業年度末(株)	-	-
権利確定(株)	200	8
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	-
未行使残(株)	200	8

単価情報

決議年月日	平成16年 6月25日 定時株主総会		平成18年 2月17日 臨時株主総会	平成18年 6月29日 定時株主総会
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	131,500	131,500	295,000	295,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

決議年月日	平成23年 6月24日 定時株主総会	
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	51,827	70,932

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第1回～第4回新株予約権)

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法によっております。

(第5回～第6回新株予約権)

ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
株価変動性(注1)	85.0%	85.0%
予想残存期間(注2)	12.0年	3.5年
予想配当(注3)	3,000円/株	3,000円/株
無リスク利率(注4)	1.3%	0.2%

(注) 1. 3年間(平成20年4月から平成23年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、第5回新株予約権については退職までの予想残存期間、第6回新株予約権については最後に到来する権利行使の中間点を予想満期日として、評価基準日から予想満期日までの期間を見積もっております。

3. 平成23年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
未払事業税	37,596千円	15,754千円
未払費用	7,807	14,760
研究開発費否認	2,426	-
資産除去債務	-	18,873
その他	-	672
計	47,829	50,061
(2)固定資産		
研究開発費否認	53,300	30,786
資産除去債務	28,692	7,592
役員退職慰労引当金	13,060	-
長期未払金	-	10,430
減損損失	-	10,257
その他	121	4,465
小計	95,174	63,531
評価性引当額	13,060	14,119
繰延税金負債(固定)との相殺	82,114	49,412
計	-	-
繰延税金資産合計	47,829	50,061
繰延税金負債		
固定負債		
其他有価証券評価差額金	330,160	521,824
その他	11,308	4,765
繰延税金資産(固定)との相殺	82,114	49,412
繰延税金負債合計	259,353	477,177

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
研究開発費税額控除	6.3	9.1
留保金課税	2.0	0.2
評価性引当額の増減	-	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.0
その他	0.4	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%	33.5%

3. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、40.64%から35.59%に段階的に変更となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が63百万円減少し、其他有価証券評価差額金が74百万円増加し、法人税等調整額が10百万円増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

東京本社、三田工場及び神戸研究所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年から27年と見積り、割引率は使用見込み期間に対応した国債金利の1.763%から2.266%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	16,243千円	70,600千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	53,989	-
時の経過による調整額	368	451
期末残高	70,600	71,052

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は医薬品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	レスキュラ®点眼液	AMITIZA®カプセル	医薬品の研究開発 支援サービス	合計
外部顧客への売上高	2,184,348	1,940,385	80,078	4,204,812

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

	日本	米国	欧州	その他	合計
外部顧客への売上高	1,967,029	1,911,518	319,332	6,932	4,204,812

(注) 売上高は製品等の納品先を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業部門名
参天製薬株式会社	1,932,615	レスキュラ®点眼液
武田薬品工業株式会社	1,885,424	AMITIZA®カプセル

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	レスキュラ®点眼液	AMITIZA®カプセル	医薬品の研究開発 支援サービス	合計
外部顧客への売上高	1,943,721	2,026,393	83,005	4,053,120

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

	日本	米国	欧州	その他	合計
外部顧客への売上高	1,768,404	2,020,564	260,361	3,789	4,053,120

（注）売上高は製品等の納品先を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業部門名
参天製薬株式会社	1,692,251	レスキュラ®点眼液
武田薬品工業株式会社	2,018,393	AMITIZA®カプセル

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Pharma Americas, Inc. (注1)	米国メ リーラ ンド州	1USD	医薬品の研 究開発及び 販売	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	23,874	売掛金	162		
									前受金	7,251		
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Pharma Europe, Ltd. (注1)	英国 オック ス フォード 州	17,942USD	医薬品の研 究開発	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	22,390	売掛金	947		
									製品の販売 (注7)	52,141	立替金	7,035
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	株式会社 スキャンポ ファーマ (注1)	大阪市 北区	299,000	医薬品の研 究開発	-	業務の委受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	29,313	売掛金	2,512		
									不動産賃貸料 の受領 (注4)	10,532	-	-
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Manufacturing and Research AG (注1)	スイス シュ ピーツ 州	942,433USD	医薬品の製 造及び研究 開発	-	業務の受託	ライセンスの 供与 (注6)	244,800	-	-		
									-	-		
主要株主 (個人) 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有する 会社	上野製薬 株式会社 (注2)	大阪市 中央区	1,010,000	化学工業薬 品の製造	-	不動産の賃借	不動産の賃借 保証金 (注4)	-	保証金	21,072		
									不動産賃借料 の支払 (注4)	124,404	前払費用	9,926
									未払金	19,455		

上記の金額のうち、取引金額及び保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の主要株主である上野隆司氏・久能祐子氏が、議決権の95.1%を間接的に保有しております。

(注2) 当社の主要株主である上野隆司氏の近親者が、議決権の52.1%を直接に、議決権の47.9%を間接に保有しております。

(注3) 業務の受託に当たっては、一般の取引価格を参考に業務の内容を勘案の上、報酬額を決定しております。

(注4) 不動産の賃借については、不動産鑑定評価による価格を参考に決定しております。

(注5) CRO業務とは、医薬品の研究開発支援サービスのことを意味しております。

(注6) ライセンスの供与は、ウノプロストンの日本、中国、台湾、韓国及び北米以外の地域における緑内障及び高眼圧症を含むあらゆる適応症について、独占的に開発、製造、商業化及び販売する権利を譲渡したものであり、譲渡価格は市場価格を勘案の上、決定しております。

(注7) 製品の販売については、AMITIZA®カプセルの販売であり、販売価格は市場価格を勘案の上、決定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Pharma Americas, Inc. (注1)	米国メ リーラ ンド州	1USD	医薬品の研究 開発及び 販売	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	2,171	前受金	18,374
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Pharma Europe, Ltd. (注1)	英国 オックス フォード 州	17,942USD	医薬品の研究 開発	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	2,299	-	-
							製品の販売 (注7)	8,000	-	-
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	株式会社 スキャンボ ファーマ (注1)	大阪市 北区	299,000	医薬品の研究 開発	-	業務の委受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	76,152	売掛金	28,928
							不動産の賃貸	不動産賃貸料 の受領 (注4)	11,144	-
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo, AG (注1)	スイス シュ ビーツ 州	942,433USD	医薬品の製 造及び研究 開発	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	2,381	売掛金	626
							ライセンスの 供与 (注6)	247,680	-	-
主要株主 (個人) 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有する 会社	上野製薬 株式会社 (注2)	大阪市 中央区	1,010,000	化学工業薬 品の製造	-	不動産の賃借	不動産の賃借 保証金 (注4)	-	保証金	21,072
							不動産賃借料 の支払 (注4)	112,479	前払費用	9,821
									未払金	9,384

上記の金額のうち、取引金額及び保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他の期末残高には消費税等が含まれております。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の主要株主である上野隆司氏・久能祐子氏が、議決権の95.0%を間接的に保有しております。
- (注2) 当社の主要株主である上野隆司氏の近親者が、議決権の52.1%を直接に、議決権の47.9%を間接に保有しております。
- (注3) 業務の受託に当たっては、一般の取引価格を参考に業務の内容を勘案の上、報酬額を決定しております。
- (注4) 不動産の賃借については、不動産鑑定評価による価格を参考に決定しております。
- (注5) CRO業務とは、医薬品の研究開発支援サービスのことを意味しております。
- (注6) ライセンスの供与は、ウノプロストンの日本、中国、台湾、韓国及び北米以外の地域における緑内障及び高眼圧症を含むあらゆる適応症について、独占的に開発、製造、商業化及び販売する権利を譲渡したものであり、譲渡価格は市場価格を勘案の上、決定しております。
- (注7) 製品の販売については、AMITIZA®カプセルの販売であり、販売価格は市場価格を勘案の上、決定しております。

## ( 1 株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
1株当たり純資産額	73,499円16銭	1株当たり純資産額	82,230円44銭
1株当たり当期純利益	12,679円16銭	1株当たり当期純利益	6,910円50銭
		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	6,894円25銭
<p>なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p>			

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	1,248,187	680,296
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,248,187	680,296
普通株式の期中平均株式数(株)	98,444	98,444
(2) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)	-	232
(うち新株予約権(株))	-	(232)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>第 1 回新株予約権(新株予約権の数16個)、第 2 回新株予約権(新株予約権の数20個)、第 3 回新株予約権(新株予約権の数413個)、第 4 回新株予約権(新株予約権の数12個)</p> <p>なお、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>第 1 回新株予約権(新株予約権の数16個)、第 2 回新株予約権(新株予約権の数20個)、第 3 回新株予約権(新株予約権の数413個)、第 4 回新株予約権(新株予約権の数12個)</p> <p>なお、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>当社従業員に対するストックオプション発行</p> <p>平成24年6月22日開催の第23回定時株主総会において、当社従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しました。</p> <p>なお、ストックオプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) ストックオプション制度の内容」に記載しております。</p>



【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	Sucampo Pharmaceuticals, Inc.	2,485,150	1,521,695
計			2,485,150	1,521,695

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	541,111	7,712	39,625 (39,625)	509,198	274,803	22,920	234,395
構築物	32,932	-	-	32,932	32,349	401	583
機械及び装置	762,629	-	103,449	659,179	547,695	64,181	111,484
工具、器具及び備品	680,295	34,558	15,883 (60)	698,969	629,894	43,014	69,075
リース資産	18,606	-	-	18,606	12,847	3,721	5,758
建設仮勘定	1,202	-	1,202	-	-	-	-
有形固定資産計	2,036,777	42,270	160,161 (39,685)	1,918,886	1,497,589	134,238	421,296
無形固定資産							
商標権	223,000	-	-	223,000	152,383	22,300	70,616
ソフトウェア	65,456	4,946	2,573	67,829	52,655	10,952	15,174
その他	374	-	-	374	-	-	374
無形固定資産計	288,831	4,946	2,573	291,204	205,038	33,252	86,166
長期前払費用	1,955	-	1,955	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物	.....	三田工場 配管工事他	895千円
		神戸研究所 レイアウト工事他	6,817千円
工具、器具及び備品	.....	三田工場 医薬品製造備品	3,359千円
		神戸研究所 実験設備他	14,785千円
		神戸研究所 仮想サーバー	16,412千円
ソフトウェア	.....	神戸研究所 管理ソフト他	3,321千円
		東京本社 webサイト製作費	1,625千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における借入金等の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、借入金等明細表の作成を省略しております。

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員退職慰労引当金	32,137	2,146	-	34,283	-

(注) 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」34,283千円は、支給を行わなかったことによる戻入額4,977千円、及び役員退職慰労金制度の廃止及び打ち切り支給による長期未払金(固定負債のその他)への振替額29,306千円であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 資産の部

## a 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
当座預金	1,679
普通預金	1,806,842
定期預金	3,400,000
別段預金	1,146
合計	5,209,668

## b 売掛金

## イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
参天製薬株式会社	311,078
武田薬品工業株式会社	128,562
株式会社スキャンポファーマ	28,928
Sucampo AG.	626
合計	469,195

## ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
477,360	3,760,272	3,768,437	469,195	88.9	46.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## c たな卸資産

区分	製品(千円)	仕掛品(千円)	原材料及び貯蔵品(千円)
レスキュラ®点眼液	78,286	202,320	66,363
AMITIZA®カプセル	97,914	576,687	245,834
医薬品の研究開発支援サービス	-	25,295	-
その他	-	-	3,379
計	176,201	804,303	315,576

負債の部  
a 買掛金

相手先	金額(千円)
Catalent Pharma Solutions, LLC	82,434
日産化学工業株式会社	29,893
Aphena Pharma Solutions,NJ, Inc.	11,132
エーザイマシナリー株式会社	328
日本通運株式会社	221
計	124,009

b 繰延税金負債(固定負債)

繰延税金負債は、477,177千円であり、その内容については「1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	919,035	1,872,923	2,606,290	4,053,120
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	266,109	547,114	419,421	1,022,323
四半期(当期)純利益金額(千円)	173,309	352,531	269,415	680,296
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,760.49	3,581.04	2,736.74	6,910.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失( ) (円)	1,760.49	1,820.55	844.30	4,173.75

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	<p>当社の公告の方法は、電子公告により行います。ただし、電子公告を行うことができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> <p>なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次の通りであります。  <a href="http://www.rtechueno.com/ir_koukoku.php">http://www.rtechueno.com/ir_koukoku.php</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第22期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第22期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第23期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出。

第23期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月10日関東財務局長に提出。

第23期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成23年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 訂正報告書

平成23年6月28日関東財務局長に提出

平成23年6月27日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月22日

株式会社 アールテック・ウエノ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
公認会計士 飯野 健一  
業務執行社員

指定有限責任社員  
公認会計士 山野辺 純一  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アールテック・ウエノの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アールテック・ウエノの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アールテック・ウエノの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アールテック・ウエノが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。